

釧路市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

釧路市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	10

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

釧路市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(以下、「本計画」)は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下、「給特法」)」第8条第1項に基づき策定し、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

本計画で目指す「働き方改革」は、単に釧路市立学校の教育職員の適切な業務管理にとどまらず、教育職員の心身の健康を増進し、児童・生徒と向き合う時間を確保するとともに、「学びの専門職」としての資質向上を図り、釧路市教育の質の維持及び向上を図ることを目的とするものである。

(2) 対象

本計画は、釧路市教育委員会が服務監督を行う市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校に勤務する職員のうち、給特法第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。

(3) 本市の現状

本市では、2024(令和6)年3月に策定した「釧路市立小中学校における働き方改革アクション・プラン」において、教育職員の在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、教育委員会による校務実施環境の整備や、学校の働き方改革コアチーム等による取り組みを進め、在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、2024(令和6)年度は以下のとおりであった。

【2024(令和6)年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月27時間	7.2%	0%
中学校	月35時間	26.4%	2.5%

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程を含む。

時間外在校等時間について、45時間を上回る割合が小学校で7.2%、中学校で26.4%となっている。教育職員の業務においては、授業準備、校務分掌による業務、部活動指導の順で負担感が大きく、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務及び教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について、市長部局や関係機関、地域との連携を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・ 年間の時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【13日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%にする【9.9%】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮等により、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 本計画の期間

2026(令和8)年度～2029(令和11)年度

なお、本計画については、取組の進捗状況や課題を検証しながら、必要に応じて見直しを行い、より実効性のあるものとなるよう努めるものとする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

業務の適正化の推進に当たっては、国が示した「学校と教師の業務の3分類」(以下、「3分類」)に基づく取組の実効性を確保するため、教育委員会、学校に加え、市長部局や関係機関、地域との連携を図りながら、取組を進める。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に 参画すべき業務	教師の業務だが 負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における 日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおけ る校外の見回り、児童生徒 が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者 間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情 や不当な要求等の学校では 対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイ トの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備 の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施 設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間におけ る安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭 への対応

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)
 - ・ 保護者・地域住民・市の協力により、通学路の安全・安心な見守り体制を維持する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)
 - ・ 学校徴収金について、ICT等を活用した徴収方法の検討を行う。

◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・ 過度なクレーム等から教育職員を守るためにカスタマーハラスメント対応マニュアルを策定し、子供たちと向き合う時間や研修の確保ならびに健康維持に向けた取組を進める。
- ・ 教育相談アドバイザーを設置し、保護者からの要求に対する具体的な対応策について心理学的側面から指導助言及び保護者への直接的な対応を実施することを通じて、学校の対応力を向上させ、円滑な学校運営を支援する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・ 電子回答フォームの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答にかかる事務負担を軽減する。
- ・ 学校事務の効率化及び負担軽減のため、引き続き学校伝票処理システムを活用し、職員の業務軽減を図るほか、確保できた時間を多様化する課題の検討等に充てる。

◆ 部活動(「3分類」⑬関係)

- ・ 休日の部活動の地域連携に係り、部活動指導員の配置種目を拡充するとともに、部活動の合同化、部活動別の拠点校の設定、部活動と関係団体のマッチングの在り方等の体制整備の検討を進め、部活動指導にかかる負担を軽減する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員について、北海道教育委員会が定める要件を満たす全ての学校に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備、成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

- ・ 採点作業の時間短縮のため、主に大規模校に導入しているデジタル採点システムについて、導入校の拡大に向け検討する。

【すでに本市が講じている措置について】

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、特別補導員会や警察等関係機関が行い、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。（「3分類」②関係）
- ・ 関係機関等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。（「3分類」②関係）
- ・ 給食費について、釧路市学校給食会が徴収及び未払い家庭への債権回収を行うことを維持する。（「3分類」③関係）
- ・ 教育活動支援、環境整備支援及び学校安全支援の役割を担っている学校支援ボランティアについて、引き続き協力を求めていくとともに、釧路市地域学校協働本部において必要な調整を行い、学校・家庭・地域の一層の連携を推進する。（「3分類」④⑮⑯関係）
- ・ 各学校のICT機器・ネットワーク設備について、外部委託による日常的な保守・管理を行い、障害や不具合に対応する。（「3分類」⑧関係）
- ・ 小学校のスケートリンクの設置について、引き続き外部委託を行う。（「3分類」⑨関係）
- ・ 学校の体育施設のスポーツ開放にかかる管理業務については、引き続き教育委員会において行う。（「3分類」⑨関係）
- ・ 学校校舎の開錠・施錠について、機械警備の利用や、担当者の役割分担等を行う。（「3分類」⑩関係）
- ・ 各学校の事務を補助させるため、引き続き学校規模を考慮のうえ全ての学校に事務補又は公務補を配置する。（「3分類」⑮⑯関係）
- ・ 引き続き、教育上、特別の支援を必要とする児童生徒の支援に従事する特別支援教育指導員の適正な配置に努める。医療的ケア児へ

の支援においても、看護師の配置を継続する等、適切な医療的ケアを実施するための環境整備を行う。(「3分類⑱」関係)

- ・ 北海道教育委員会の事業を活用したスクールカウンセラーの配置により心のケアを行うと共に、教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーの配置により学校・家庭・地域一体の包括的な支援を実施する。(「3分類」⑱関係)

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能について、引き続き活用していく。
- ・ 全ての学校において、校内に働き方改革の中核となる「コアチーム」を設置し、コアチームを中心に業務分担の平準化や校務支援システムを活用した情報の一元化を図ることで、業務の効率化を一層進め、教育職員の負担軽減に取り組む。
- ・ 各学校におけるコアチームの活動、取組事例等について、学校間でICTを活用して日常的に情報共有を行うことにより、働き方改革の取組のサイクルを加速させる。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員等を対象として、医師による面接指導を実施する。

- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 引き続き、教職員数50人未満の学校においても健康管理医を配置し、教育職員の健康の確保に努める。
- ・ 引き続き、教職員数50人未満の学校も含め、全校においてストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 引き続き、メンタルダウンやハラスメント等を含め、心身の健康問題についての相談窓口を運用していく。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 各学校において、長期休業等の期間中に夏季3日間、冬季6日間の学校閉庁日の設定を行う。
- ・ 教育委員会は、在宅勤務及びテレワークについて引き続き適切に実施されるよう各学校に助言していく。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、釧路市立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握するとともに、成果に結びついていない学校に対しては、学校長に対する調査を行う。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、必要に応じ、マネジメント等に関する管理職向けの研修の開催、校務のデジタル化の促進支援等、教育委員会からの支援を強化する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、釧路市コミュニティ・スクール協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 本計画に基づく、教育職員の働き方改革に向けた取組の実施に当たっては、以下の事項に留意する。
 - ・ 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。
 - ・ 各学校において、時間外在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、教育職員に対し、上限時間を遵守することのみを求めるものではないこと。

- ・ 教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや、計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- ・ なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ること。
- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。